

# 豊後明礬考（一）

—明礬会所の設立まで—

入江秀利

## 豊後鶴見嶽の明礬

江戸時代の百科全書といわれる「和漢三才図会」卷六十一、雜石類・明礬の項に次のようなことが書かれている。

「…およそ温泉で、焰氣の発する山のことを俗に地獄と称する。そのような処は九州に多くある。豊後の鶴見嶽、肥前の温泉嶽、肥後の阿蘇嶽などにはみなあって、豊後の速見郡には最も多くある。そもそも山中に地熱あって焰氣はまだ発せず、ただ踏む草履に漸く温かみを感じるもの地氣地獄という。その土を搔き採つて復、地上に撒き、少し水を注ぎ薦疋で覆うと蒸せて窑龕と植え上る。状は麴花のようである。これすなわち礬である。このとき最も雨水を忌む。「だから晴天をまつてこれを作る」。また搔き集めて器に盛る「その器を古美とい

う」これを攬き洗つて水を漉す。このようなことを数回くりかえし、その滓土をまた撒土にする。その水を木灰汁と混せて二、三時煮て大桶に入れ、完全に冷えると礬になる。「けれども未だ精好ではない」。また笊籬でこれを漉し取ると粉のようで、また煮れば膏のようになる。桶に入れすっかり冷えると潔白で厚氷のように堅硬になる。これが明礬である。

もし地氣地獄のない処では、焰氣発する大地獄に石で覆いをし、傍らに溝樋を通して、焰氣を平地に通すようにして地氣地獄を造る。

日本の明礬は昔は未だ精ではなかった。近世になつて製法を華人に習つたので、いま豊後より出るのは洞徹玲瓈として南京の透明礬と同じほどである。それで、いま和漢のものともに用いる。およそ染家で茶色に染める

にはこれがないと出来ない。」（平凡社・東洋文庫）



和漢三才図会

元来、明礬は、媒染剤・収斂剤・革なめし・製紙などと用途が広く、近世ではその需要もますます増加した。そのため、幕府は明礬を幕府の専売にし、全国四ヶ所に明礬会所を設けて、会所仲間による独占的な供給を保護した。日本歴史辞典の明礬会所の項には、いずれもその生産地に豊後国速見郡野田山をあげているが、代表的な生産地は野田村と鶴見村である。とくに野田山明礬は、その質・生産量ともに全国一の折紙がつけられ、和明礬を代表するものであった。

野田村は、幕府領（御料）で、現在の野田地区より明礬温泉にわたる地域をしめていた。野田村は、後に他の横瀬（現在の別府の総称）の村々と同じく島原藩や肥後藩に預けられたが、もともと幕府の直轄領である。鶴見村は森藩久留島領の飛地で、野田村と隣接していた。

#### 和明礬ことはじめ

「和漢三才図会」に、「倭明礬古者未精近世習製法於華人今出豊後者洞徹玲瓏同干南京透明礬」と和明礬製法の由来に触れているが、このことについては、寛延二年（一七四九）明礬稼人脇義助が書き残した「明礬山切り覚」（脇屋長可氏蔵・市指定文化財）に製法発見のいきさつと、その後の山稼のありさまがくわしく述べられている。

豊後明礬の製法をあみだした人は、肥後の国八代二ノ町の住人渡辺五郎右衛門であった。

彼は、寛文四年（一六六四）に浜脇村の孫四郎を訪れた。このとき、かつて寛永年間に立石村で明礬の製造が試みられたことを聞いたのであろうか、立石村の四郎右

## 明礬山物語

一  
明礬山物語の歴史は、古くは伊豆半島を本拠地とする元寇の手で、明治時代には、伊豆半島の開拓者たちが、明礬山の開拓によって、明礬の生産を始めた。明治時代には、明礬の生産量が増加し、明礬の輸出も盛んになった。明治時代には、明礬の生産量が増加し、明礬の輸出も盛んになった。明治時代には、明礬の生産量が増加し、明礬の輸出も盛んになった。

衛門を尋ねて明礬の製造を試みたが、うまくいかなかつた。次に鶴見村の小倉長七のところに行き、同村内の照湯山で再度試みたがこれも失敗におわってしまった。さきにあげた「和漢三才図会」にも見られるように、明礬の製造は、地獄という特異な場所で、しかも特殊な技術を必要とするのであるから、単に興味や好奇心のみで取り組める代物ではない。当時二十五歳の青年五郎右衛門は、相当の知識と資金を用意してはるばる乗り込んできたと考えるのが妥当であろう。また、おそらく村役人と思われる者達を納得させるだけの器量を備えていた人物でもあつたと思われる。

明礬の製造に失敗した五郎右衛門は、その後、長崎の薬種屋に奉公している弟の弥平を頼り、半年ほど滞在したが、その間、薬種屋で偶然にも明礬の製法を唐人より聞きだし、やもたてもたまらず夜逃げをして鶴見村に舞い戻った。さっそく、唐人の話を参考にして照湯山で製造してみると、かなり成果があつたのであります工夫をこらし、ついに寛文六年（一六六六）和明礬の製造に成功した。そこで、彼は弟の弥平を郷里八代に遣わして銀

策させ、この銀子を元手に照湯山、鍋山、瘡湯山、御料野田村の中山・硫黄甑山とつぎつぎに山普請をし和明礬の製造を始めた。

### 五郎右衛門のつまずき

唐人に教わって和明礬の製造に成功した五郎右衛門の大敵は、外でもない唐明礬であった。

一五郎右衛門儀右明礬山ニ而一應身上取立候處 其以後

唐明礬大分持渡り明礬直段格別下直ニ相成過分之致損失身上漬シ申候 其以後者明礬山之儀請賈人段々有之

相稼申候得共免角仕当テニ合兼 鶴見村明礬山ハ御領主久留島信濃守様より御手山ニ被成 山荒シ不申様被成置候

一御料野田村明礬山之儀者 享保四己亥年より御留山ニ成荒山ニ成居申候

五郎右衛門は、和明礬の製造により一応の身上を立てることが出来た。しかし、鶴見、野田村の明礬製造は、

山普請に費やす膨大な設備投資と、幕府と森藩に差し出す運上金などが嵩み、かなりのコストがかかった。そのうえ、安価な唐明礬が輸入が次第に増加して値崩れをおこし、身上を潰して明礬製造から手を引いてしまった。



渡邊五郎右衛門墓石

享保五年（一七二〇）春、八十一歳になつた五郎右衛門は、亀川村信行寺で剃髪して法名を西岸と称え、鶴見村の内原に草庵を結んで引き籠つた。同年十二月その齋寿庵で静かに生涯を閉じた。森藩主久留島信濃守は、西岸の十七回忌に、かつて五郎右衛門のもとで働いた山稼人夫達の願いをいれて石塔の建立を許し（元文元年）、寛延元年、五郎右衛門の功績により、甥に五郎右衛門の名称を継がせ年々一人扶持を下賜した。

## 五郎右衛門後の明礬山

五郎右衛門が明礬製造から手を引いた後、鶴見村明礬山は何人かの請負人に引き継がれたが、結局、引き合わずには森藩直轄の手山となり保存された。

野田村明礬山は、貞享元年までの二十年間、ときには休山したこともあったが、その間、天和年間に小浦村権四郎、あるいは野田村吉右衛門、別府村重右衛門、府内町彦右衛門が、宝永七年には再び小浦村権四郎と伴<sup>ハサウエ</sup>時右衛門などが、それぞれ日田代官所に山稼ぎを願い出て入札のうえ年季請負で明礬製造をおこなったようである。貞享二年、野田村が松平大和守の知行所になつて、一時大阪の大塚屋伊兵衛が請負つたこともあるが、享保二

年に池田喜八郎が代官になつて幕府領になると、小浦村時右衛門の伴脇義助（亀三郎）が多額の運上銀を上納して山稼ぎを請負つた。しかし、案にたがわざ唐明礬に押され、また品質も劣るため経費の割に売上げが伸びず、ついには休山せざるを得なくなつた。

小浦庄村屋脇儀助は、享保十年（一七二五）八月、再び森藩に運上銀壹ヶ年三貫目余りを上納して、鶴見村明礬山を請負つた。ついで同十二年、日田代官増田太兵衛に願い出て、荒れていた野田村明礬山に多額の自財を投じて山普請し、運上銀壹ヶ年式貫六百四拾四匁で山稼ぎを請負つた。

儀助がこのような挙にでたのは、この頃すでに和明礬の精製法に相当な手応えがあり、品質は唐明礬お甲乙付けがたいものにまで昇華されて、販売に自信があつたからであろう。にもかかわらず、依然として唐明礬に販路を閉ざされ販売が伸びず、山元の仕入銀の返済や、新たな借入に窮した。

もとより、和明礬を「和國御重宝之品」と以て銘じる儀助は、日田代官岡田太兵衛へ運上銀の「格別相増上納」を条件に唐明礬の輸入差し止めを訴えたが、一地方の代官所で処理できる問題ではなかつた。

そこで、翌享保十四年（一七二九）六月、儀助は、大阪の豊後明礬の取扱商人である近江屋八兵衛を伴い出府して、幕府に唐明礬の輸入削減を再三願い出たが聞き届

けられなかつた。同年八月に儀助は、幕府への直接交渉から一転して、幕府薬事方に豊後明礬の藥性吟味を願い出て、和明礬の唐明礬に劣らぬ藥効、品質を証明させ、唐明礬の輸入制限を実現しようと考えた。

ときに、宇佐神宮の造営願いのため出府していた宇佐

大宮司到津中務小輔（儀助の縁者）と、京都西本願寺築地御堂輪番役僧南林寺某（豊後明礬取扱大坂商人大和屋利兵衛の縁者）の仲介で、幕府の和藥種吟味掛役医師仁

羽正伯の吟味が叶い、儀助が庭先で精製法を披露して、

直接吟味をうけることができた。仁羽正伯は、この時の

製品を配下の医師たちに与え藥効を確かめさせたうえで、儀助につぎのお墨付きを渡した。

物と振替持渡候様ニ唐船江被仰付 尤和明礬專世上通用之儀五ヶ所和種改所江申付候間 自今隨分和明礬性合宜仕立世上差支無之様ニ多仕出シ直段格別高直ニ無之様ニ可致候 以上

享保十五庚戌三月

仁羽正伯 印

権四郎 殿

儀助 殿

「野田村明礬山は先年より明礬の生産を行い、殊に最近は唐明礬と同じ上品質のものを製造し、しかも生産量も多くなつた。しかしながら、近年続々と唐明礬が輸入さ

れるため和明礬は少しも用いられず、山での生産が立ち断之上明礬致製法出方も多出候得共 近年打続唐明礬

多く渡候ニ付和明礬一圓通用無之 右之山相続難成故

唐明礬差扣候様ニ被仰付候儀相願候ニ付 此度和明礬

製法并出来高ニ而御吟味之上 唐渡年々式・三千斤程

宛為御用物長崎ニ被差留 其餘者外唐藥種之内拂底成

不足の藥種に代えて持ち込むよう唐船に命じるよう。尤

も和明礬が専ら世間で使用されるよう五ヶ所に和種改所を申し付けたので、今後一層上品質の和明礬を呉品不足のないよう多量に製造し、値段が格別高価にならぬようすべきである。」

お墨付の大意は右のようであるが、要するに、国産の保護、生産量の確保、安価供給を条件に唐明礬の輸入差止めを建言したのである。

#### 唐明礬輸入差止め

幕府は、江戸・京都・大坂・堺町奉行へ、唐明礬の輸入を差し止め和明礬のみで差し支えないと問い合わせたところ、いずれの町奉行からも差支えないと返答があった。さらに、長崎奉行へ同様の問い合わせをした結果、唐明礬の代りに他の薬種が輸入出来れば長崎においても差し支えなしとの返答があった。ただし、中国貿易が中心の対馬奉行のみに年間一・三千斤の輸入を認め、享保十五年二月を以て唐明礬の輸入を全面的に差し止めるよう申し出された。

唐明礬の輸入差止めにともなって、幕府への運上銀

は享保十五年より年五貫二百目。同十七年よりの十年季には、増運上により拾二貫九百目になった。さらに、つぎの十年季には拾三貫三百目に増加し、初年度（享保十二年）の運上銀貯蓄より比べて六倍半にも増加した。

いっぽう、享保十年に森藩より鶴見村明礬山も請負った。しかし、唐明礬の差し止め以後、和明礬増産のため野田村明礬山の山普請に力をいれ、多額の費用と手間が掛るようになったために、鶴見村明礬山は、いったん森藩に返した。その後、引き続き製品の販売のみ請負つていたが、享保十六年、運上銀三百枚で再び山稼ぎを請負うことになった。森藩は、年季ごとの運上増もたいへん緩やかで寛大であった。そのうえも儀助には、唐明礬差止めに奔走した褒美として三ヶ年にわたり御蔵米百俵を与えた。

享保十九年（一七三三）、唐明礬差し止めが定着するかに見えた頃、これまで唐明礬の輸入に関わり利益を得ていた長崎の町人と、京都の染殿がしめしあわせて、禁裏御用を盾に唐明礬の輸入再開を幕府に嘆願した。和明

礪のみでは禁裏御染物御用に差し支えるため、毎年拾万斤程の唐明礪が必要であるとの訴えである。禁裏に弱い幕府は、この願いを聞き入れてしまった。

しかし、輸入再開により明礪山稼ぎの危機を感じた儀助は、翌年春早々に明礪市場の調査を行い、輸入量を半分の五万斤におさえ、その売買利益を長崎の町人と調整して、買い付けは儀助が一手に行うこと願い出た。「左無く候えば 御山御運上銀御減少仰せ付けられず候ては 御山相続つかまつり難き段申し上げ」、運上銀の減額をてこにして、幕府を説き伏せたのである。

その後、寛保二年（一七四二）明礪の供給過剰を理由に、唐明礪の輸入を更に二万斤削減した。こうして、わが国の明礪市場は、野田山明礪の供給が大部分をしめることになった。

明礪会所の設立

享保二十年（一七三五）、儀助と養子儀左衛門は、勘定奉行より、唐明礪五万斤そっくりを買い付けるとともに、市場に出廻りつつある他の明礪山製造の和明礪を一

手に買い受け、粗悪なものは精製し直して販売する許可をうけた。しかし、箱根明礪などの「脇壳」が多く明礪の供給にしばしば混乱が生じた。したがって、品質や価格を安定させるため、江戸や大坂の町奉行の権力を後ろ盾にして、江戸と大坂の二か所に明礪会所を設立し、町奉行の町触で「脇壳」を禁、明礪専売の道をひらいた。

会所の設立にあたっては、脇儀助と大坂の明礪販売商近江屋（小枝屋）が尽力した。また、明礪が薬種であることが働いている。ともあれ、明礪の専売について事がこのように有利に運んだのは、たまたま野田村が幕府領であり、陳情や嘆願については日田代官所代官揖斐十太夫の助力が大きかったことを見逃すことが出来ない。

会所の設立後二十数年も経過すると、明礪製造の技術も普及して諸国明礪の脇壳りが夥しくなり、しだいに会所の利益が薄くなつた。宝暦八年（一七五八）、年季切り替えにあたり、これまでの運上銀拾四貫六百八拾四匁の一貫に六貫目（約百両）を加え二拾貫六百八拾四匁の増上納を願い出て、明礪会所を更に京都と堺の二ヶ所増

設し、明礬の専売を完成した。ちなみに、当時の江戸南町奉行は大岡越前守で、勘定奉行の加納遠江守・小笠原石見守とともに『我家奥儀録』（脇屋長可氏蔵・別府市指定文化財）には再三登場する。

野田村明礬山は、現在「明礬」の地名になった。幕府の保護を受けて、わが国の明礬市場を一手に取り仕切つた脇儀助の子孫が、明治に至るまでここで明礬の生産を続けた。その後、ヨーロッパより明礬に代る科学薬品が輸入されるようになると、明礬の製造を止めたが、現在でも明礬の中間製品であった「湯の花」の製造を続けている。

明礬会所設立後の事情については、次回に譲ることにする。

#### 史料の解説

一 明礬日本ニ而初而取立明礬仕出候渡辺五郎右衛門事  
肥後國八代二ノ町之住人生年廿五歳ニ而 八拾六年以  
前寛文四甲辰年初而豊後國速見郡濱脇村孫四郎与申者  
所江來リ 夫より立石村四郎右衛門与申者所江參り同

村明礬山拵見申候得共荷物成不申候故 又々同郡鶴見村内小倉長七与申者方江罷越シ 同所照湯山与申所ニ而明礬拵かけ候得共是亦明礬出来立不申候ニ付相止長崎江弟弥平奉公ニ罷越居申候ヲ便りニ同人義も長崎江罷越シ 菓種屋江致奉公相勤候内 其家ニ而明礬製法致方之儀唐人致物語候ヲ具ニ聞届 五郎右衛門義半年程長崎江居候而 右之段聞届候砌早速夜逃ニ致シ鶴見村ニ罷帰右之照湯山を取り合明礬拵候處少々宛出来候ニ付 弥精力ヲ尽シ考合拵立候所益々出来立候ニ付 夫より弟弥平儀 八拾四年以前寛文六丙牛年生年拾六歳ニ而 呼返シ本國肥後江差遣シ銀子取立候 尚又山致仕込式番ニ鍋山ヲ取立三番ニ瘡湯山ヲ取立弥明礬出来致候故 御料同郡野田村中山硫黃甌山共ニ取立明礬拵立申候

一 右五郎右衛門義 日本ニ而明礬取立候儀仕初メ候大切  
之者也